

平成30年度三木町農業委員会
7月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成30年度三木町農業委員会
7月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成30年7月20日
(会議時間) 13:30～14:45
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数16名

1番	渡辺 正春 (欠席)	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番		15番	鎌倉 博之(欠席)
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 稲田貴之主任主事
6. 大西浩之係長
7. 亀井正則主査

(別紙)

(1) 議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(再審議)
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について
- 報告第1号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

(4) その他

事務局

それでは、7月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等16件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は18名中16名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、渡辺委員、鎌倉委員です。定例会議事録署名委員につきましては、香西委員と松田委員をお願いいたします。それでは協会長よろしくをお願いします。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が8件と報告案件が1件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告と農業経営改善計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字茶園 1筆 330㎡

地目：畑1筆

譲渡理由：労力不足

譲受理由：小作地の取得

権利：所有権移転贈与

番号2 申請地：池戸字香蓮寺 1筆 2,808㎡

地目：田1筆

譲渡理由：その他

譲受理由：その他

権利：使用貸借権設定

番号3 申請地：池戸字深谷 7筆 4,357㎡

地目：田7筆

譲渡理由：労力不足

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号4 申請地：池戸字深谷 3筆 647㎡

地目：田3筆

譲渡理由：労力不足

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号5 申請地：朝倉字池尻 1筆 677㎡
地目：田1筆
譲渡理由：その他
譲受理由：その他
権利：使用貸借権設定

番号6 申請地：上高岡字揺木 2筆 532㎡
地目：畑2筆
譲渡理由：相手方の要望
譲受理由：隣接地の取得
権利：所有権移転贈与

番号7 申請地：井戸字檜木 1筆 1,118㎡
地目：田1筆
譲渡理由：孫への贈与
譲受理由：祖父より受贈
権利：所有権移転贈与

番号1について説明します。

番号1については、譲受人の小作地の取得になります。下限面積等も問題ありませんでした。

番号2について説明します。

番号2については、先月6月の申請におきまして、太陽光発電の申請がなされておりますが、その太陽光の排水部分に関しまして、譲渡人所有の農地の下を通っている管を使用させていただくという形で、申請がされたものです。

番号3について説明します。

番号3については、譲受人の経営規模の拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号4について説明します。

番号4については、譲受人の経営規模の拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号5について説明します。

番号5については、4月の申請の無断転用ですすでに建っている宅地の是正がされたものに付随するものです。こちらにつきましては、無断であったため、排水路の確認等に時間がかかり、詳しく調べたところ譲渡人所有の農地を通過して水路へ排水が行われているということが分かり、3条申請で、排水管を使用させてもらうという申請がされたものです。

番号6について説明します。

番号6については、譲受人の要望があり、話がまとまったものです。下限面積等も問題ありません。

番号7について説明します。

番号7については、祖父より孫への贈与になります。

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

9番委員

番号1については、小作権の合意解約に伴い、約50パーセントの農地を無償で譲渡するもので、特に問題はないと思います。

18番委員

番号2については、事務局から説明がありましたように、先月の太陽光発電の申請の関係で、排水管が共用と思われておったんですが、専用として使うということで使用貸借権の設定となっています。

番号3については、場所は深谷になります。イノシシの関係でこの地区は全く耕作されておらず、譲受人が所有権移転で購入するものです。

番号4については、番号3にほぼ隣接しているところになります。譲受人が購入するものです。

6番委員

番号5については、前回、現地調査、審議等をしたわけですが、排水管が譲受人の生活排水がいでに排水されていると思っていたのが、譲渡人所有農地に埋設している排水管を通して排水していることが発覚したため、譲渡人の承諾をいただき申請をしております。

8番委員

番号6については、所有権移転ですが、以前から移転を行う話があったそうなんですが、うやむやになっており、今になったものです。

事務局

番号7については、地元委員が欠席のため、事務局から説明します。譲渡人は、90歳と高齢となっており農業を後継者に任せようと考えていました。譲受人は譲渡人の孫にあたります。譲受人の父親は他界しており、実質の後継者です。譲受人は家を建てる計画があり、その周囲の農地を譲渡人から譲り受け所有権移転し、自分名義にし、そこで耕作を行っていく予定で、今回の申請がなされました。譲受人は以前から農業に従事していますし、譲渡人も高齢とはいえまだ農業の補助等を行っていくということで、特に問題はないものと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第3条の規定による買受適格証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について

番号1 申請地：池戸字四角寺 2筆 1, 214㎡
地目：田2筆
区分：公売
買受理由：経営拡大
開札期日：平成30年9月18日

番号2 申請地：池戸字四角寺 2筆 961㎡
地目：田2筆
区分：公売
買受理由：経営拡大
開札期日：平成30年9月18日

番号1、番号2は、元々の所有者は同一の方で、長い間高松国税局から公売に出されていたものです。この度、買受の申し出があったということで買受適格証明の申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第3条の規定による買受適格証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可

申請について、議案第4号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井戸字高木 1筆 42㎡
地目：田1筆
現況：雑種地1筆
目的：宅地拡張
併用地：宅地 473.09㎡
造成時期：昭和58年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字茶園 7筆 4,143㎡
地目：田5筆、畑2筆
現況：田5筆、畑2筆
目的：分譲住宅2階建 12棟 759.41㎡
権利の種類：所有権移転売買
併用地：雑種地等 97.73㎡

番号2 申請地：池戸字宮ノ前 2筆 3,592㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：池戸字四角寺 1筆 395㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：新築住宅平屋建 1棟 114.89㎡
既存倉庫平屋建 1棟 55.5㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号4 申請地：井戸字檜木 1筆 499㎡
地目：田1筆

現 況：田 1 筆
目 的：新築住宅平屋建 1 棟 161.47㎡
権利の種類：所有権移転贈与

番号 1 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 2 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。なお、隣接農地所有者との調整が未了となっております。

番号 3 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 4 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いします。

7 番委員

それでは、現地調査の報告を行います。7 月分の農地法関連の申請について去る、平成 30 年 7 月 13 日(金)の午前 9 時から 4 条申請 1 件、5 条申請 4 件、計画変更申請 1 件につきまして、協会長、高尾職務代理者、佐竹委員、松田委員(当番委員)、事務局 2 名の合計 6 名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4 条申請、番号 1、5 条申請、番号 2 です。4 条申請につきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。5 条申請番号 2 につきましては、隣接農地所有者との調整が未了であり、再度、調整の機会をもつと、事業者と隣接農地所有者との間で話し合われました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

事務局

4条申請番号1については、地元委員が欠席のため、事務局から説明します。こちらにつきましては、家のすぐ南側にある土地について、現在使用方法として、家への進入路及び駐車スペースとして利用しています。すでに造成されており、アスファルト舗装がされています。後ほど出てきます5条申請におきまして、家を建てる申請をする際に、自分の所有農地を確認したところ、農地でない部分が見つかったため、是正の申請をするものです。すでに造成されており、現在まで特段周りの農地への影響もなかったこと、また始末書も添付されており、申請者も反省の意を示していることから、許可相当と判断するものです。

9番委員

5条申請番号1につきましては、譲受人が12戸の分譲住宅用地として購入するものです。宅地には、町道から進入するとともに、家庭排水については公共下水道に接続し、雨水については、隣接する水路に排泄することで、水利組合の同意を得ており、特に問題はないものと思われま

12番委員

5条申請番号2につきましては、備考欄にあるように、隣接農地所有者との調整が未了となっています。2000㎡を超える時には、隣接農地の方の同意がいりますという定義になっています。このあたりの地域については、昔より平木下所、荒木、池戸下所から排水がやってくるようになっています。台風の時には本流の新川になかなか排水ができにくい状況で、昭和62年10月の台風によって、平井小学校あたりから3か所あった固定堰が可動堰に改修されました。そのおかげで、本流への排水がかなり緩和できたという状況です。また、この合流部分には、逆流門を付けております。ただ、この近辺では以前から、三木から高松の亀田地区のほうに排水が行っています。しかしながら、排水慣行ということで、亀田のほうの接続部分で水路断面が、1m20cmほどあり、三木と亀田との境界で、排水口径を30cmに縮めて、排水しているのが現状です。排水慣行でそれ以上大きくしたら下流は困るということで、過去にも関係者で協議しましたが、1m20cmの断面を30cmに縮小した流しているという不自然な状況になっています。それで、隣接の方の同意が得られないというのは、堰の改修もしているが、やはりその心配があるということで、ここに太陽光発電をすることにおいては、問答はしないということです。しかしながら軽量鉄骨で太陽光発電の土台を作るんですが、上流からいろいろなものが流れてきた場合、その足場にゴミが引っ掛かり、下流に流れ出ないという障害が出たのでは、自分としてはいかないと。よくあるのですが、隣接の同意をしたから、こんなことになったということに。そういう類があるということで、隣接の方の同意は今のところただいてないということです。

しかしながら、軽量鉄骨やパネルを設置するとしても、管理面です。管理面を業者と文書で決定して管理をしていただければ、回答は出たと思いますが、何様過去の実績がありますので、その隣接の方はなかなか同意いただけていないという現状です。これからまた、いろいろと協議をして、前向きに、やはり、考えてあげなければいけないのかなということで、話が長くなりましたが、そういう事情がありますので、隣接同意はまだ未了ということです。

18番委員

5条申請番号1ですが、地図でいうと男井間池の中央部ですが、実はこれ、以前に太陽光発電を設置するというので4条の申請が出ていました。しかし、取下げされまして、息子さんがそこへ

住宅を建てるということで申請されております。よろしく申し上げます。

事務局

番号4につきましては、事務局より説明します。こちら3条申請でも説明しましたとおり、譲受人は、譲渡人の孫になります。譲受人は現在借家住まいで、また近い将来家族が増えることもあり、現在の借家では手狭になったため、新たに家を建てる計画となりました。その中で、祖父の所有している農地から適地を選び本申請に至ったものです。計画地周辺の農地につきましても、申請者が耕作していることもあり、周辺農地への影響も軽微なものと思われまます。また、排水につきましても、土地改良区及び水利の同意も得ており、特段問題はないものと思われまます。

会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてですが、番号2につきましては、担当委員さんから説明ありましたが、2000㎡を超えており、まだ隣接同意をいただいているという形ですので、これだけ保留にしたいと思いますが、これについてご承認をいただきたいと思ひます。5条申請番号2については、書類不備のため今回は保留でおきたいと思ひます。保留に対して賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

5条申請番号2については、保留にさせていただきます。それでは、農地法第5条の規定による許可申請について番号2以外について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。番号2以外は原案どおり承認されました。それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請(再審議)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請(再審議)について

番号1 申請地：池戸字岩鼻 2筆 3, 476㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：資材置場
権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

こちらにつきましては、5月及び6月の定例会におきまして審議したものでありますが、他法令の調整と詳しく精査するために7月2日に協会長、高尾職務代理者、事務局1名の計3名で、香川県東讃保健福祉事務所におきまして、協議を行ってきました。その協議内容について説明します。

譲受人につきましては、収集運搬業務の許可を得ている業者であります。今回の一時保管施設を活用して積替保管を行うといった許可は得ていない状況です。現時点では積替保管ができない状態ということになります。しかし、許可申請には、事業の実施場所、転用しようとしている場所が、雑種地等になっている必要があるということで、本転用を待っている状態と、農地転用が行われたのちにその手続きを踏むのであろうという状況で推測しております。香川県におきまして、一時保管施設等の立地基準というものは他県にはある場所もございますが、香川県においては定めておりません。そのため、学校、病院等が付近にあるからといいますが、積替保管の許可申請を拒むようなことはなく、許可をせざるをえないであろうという見解でありました。ただ、許可申請が出た際には、地元自治会の会長等への周囲に説明に行くようアドバイス等を行うようなことは、行うであろうということでありました。また、そういった許可申請が出た場合、県が許可した場合には、県が保管基準に従いまして、パトロールや適性指導を行っていくという内容でございました。その他の懸案、想定されます騒音・振動・悪臭等に関する指導につきましては、町の所管になると思われるということでありましたので、先月の定例会でも話がありましたが、土木建設課に協議がなされておりました開発行為に係る協議の内容につきまして、先日事務局と協会長に、土木建設課から報告がありましたので、そちらにつきましても報告いたします。

農地転用の書類と重複する書類も多々ある中ではございますが、まず開発行為の同意書につきましては整っているという内容でございました。それから隣接同意につきましては、転用に関しましても、開発行為の協議に関しましても、不要という形になっておりますので、香川県農政課にも確認をしたところでありますが、同意書を提出する必要があるとされることはない状況であります。それから、資材置場の被害防除計画いわゆる防除施設の設備としましては、図面に転用場所の周辺に仮囲いをする必要があるという指導をしております。ある程度の高さを持ったものを仮囲いをする必要があるという指導を土木建設課がしております。提出された図面に仮囲いの内容がありませんでしたので、仮囲いをする形で利用計画図を修正していただくという指示をしているところであります。それから、土地利用計画図こちらは農地転用にも図面が提出をいただいているものであり

ますが、こちらの場所で分解、保管、分別をすような形になりますので、何をどういった形で分別するのかと、資材区分ごとに示してほしいという話をしております、その図面はできております。また、場内の路盤整備につきましては、周辺に対しまして、粉塵等があがらないような形をとっていただく必要があるということで、こちらの図面は修正済であります、花崗土による盛土をするか、その上に碎石をすることで、碎石で現場を整えることで路盤整備を行いまして、粉塵があがらないような方針と、そういった形の計画図を出していただいております。それから、本転用地におけます、出入口の工事につきまして、土木建設課に町道の占有の申請を出しております、出入口につきましてはどういった形で進入をするのか、そういったあたりの資料も提出済ということになっております。農地転用にも出ておりますが、放流同意書であったり、土地改良区の意見書、資金証明書、そういった形の関係書類もすべて提出済ということで、現在のところ土地開発行為にかかる協議につきましては、仮囲いの図面の修正を待っている段階でありまして、それが整いましたら、前に進んでいくのではないかという見解であるということをお話を先週説明を受けたところであります。そういったすべての他法令、それから開発協議にかかります内容につきまして整理したところ、特に問題はないと考えられますので、許可相当と判断して県に進達するものではないかという見解で事務局はおります。以上です。

会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

2点ほどお聞きします。ちょっと前に2000㎡を超えますと隣接の同意がいるという案件がありました、この場合は隣接は道路で囲まれているということで、隣接同意はいりませんという指導なのですか、県からは。

事務局

はい、そうです。

12番委員

もう1点は、いわゆる学校とか、公共施設とかいうところに、別に同意をもらう必要はないということをお聞きしたいんですが、ただ、ここに、香川大学医学部の下であるとか、地元自治会、そういったところに事前にこういったことをしますというふうな、そのへんの話はどうなんですか。全く皆無でいいのか、事前にこうできますよというような、その許可というものではないんですが、一般的な建設の方の周知方法、それがどうなのかと心配しております。そのあたりが分かれば、答えてもらえますか。

事務局

先程も申し上げましたが、町から今、指導を行うような方向にいつているわけではございません。しかし、積替保管許可申請を行う際に、県に、地元の自治会であったり周辺の病院とか学校ですね、そういったところに説明に行く必要があるのではないかという指導は県が行うという形になっておりますので、それを無視するかどうかはこちらではわかりませんが、そういった指導が全くなさ

れないかという今後なされるのではないかと考えます。

12番委員

県の指導は、そのようなことで、それも若干必要なあといわれているわけですか。

事務局

そうですね、やはり廃棄物にかかるものになりますので、何も説明せずに行くよりは、した方がいいのではないかとというアドバイスはするだろうという内容でした。

12番委員

そしたら、申請者にそういうことを言わないといけないのかな。事前に許可の条件ではないんだけれども、一般的な話としてやはり、事前にいった方がいいという話でしょ、県の方は。そしたら、町の農業委員会も、それと同じような扱いで、ちょっと指導しないといけないと思います。以上です。

会長

この再審議につきましては、今現在、物を置くということに対しての申請でございます。今度は、物を置いているのを分別すると、そうなったら、別の申請が必要でございます。そうなった時には、それに対する法令に対して県が審議して、また、土木建設課に関係する分には土木建設課としての確な対応をお願いするということでもあります。今時点におきまして、ただ物を置くだけのことでございますので、物を置いたらいけないということではできないということでございます。そのことを踏まえて皆さんご理解いただきたいと思います。だから、これを申請してまたこれを物を動かす、これをする場合はどのようにしたらいいかという形の要望を出しております。また、それが出すような手続きができた場合には、県からも私道がいきますので、そういうことを前提にお考えいただきたいと思います。

他に何かご意見はありませんか。

18番委員

私の担当地区なんで、非常に先般から考えていたんですが、農業委員会として県にあげるとしても、異例かもしれないですが、意見を添付するかたちで県にあげるとするのはどうなんですか。県の審議でもそういう例はありますか。内容的には環境的に将来積替保管施設ができるようであるので、ついては好ましくないというような意見を添付してまわすということではできないだろうかと思うんですが。

会長

事務局それはできますか。

事務局

県に進達する際に、町の農業委員会が出た意見を付して進達するわけですが、その意見は農地法に則ってあくまで農業委員会なので、農地法に則った判断をしないといけないとなっておりますの

で、農地法を踏まえただけで周辺農地等、農地に影響が歩かないかという、そういった意見だと付すことができます。

18番委員

それを超えたところの意見を添付して送ることは可能ですか。

12番委員

今、副会長が言ったようなことで、これと同じで土地開発では、土地開発にもいろいろな文言が出ると思うけれど、農業委員会として副会長、会長が言っていたことは意見を付して、注意事項といますか、こうでなければいけないというのは難しい。どうですか。

事務局

そうですね、そちらになると農業委員会の意見を付して進達するのは難しいです。

12番委員

隣接農地のうんぬんになったら、実際心配、騒音とか。気にしない人はいいいですが。どうですか、会長。

会長

そうですね、田んぼに対してどうですかという形であれば、地目変更をして物を置くんですといったときに、いけないとは言いづらい、奥深く考えれば、いろいろな意見は出てくると思いますが、それは、物が出たときに、物を置くというところから、次は移動するとかになった時、その時には別の申請が出ますので、漏れないように県に対し要望することだと思います。

12番委員

何かあってでも土地開発の関係と農業委員会の転用関係、これは何かあった場合、会長、あれでしよ、共通していろいろ言わないといけないと思いますよ。

18番委員

もめだすと多少の矛先は向いてくるでしょうな、もめないことを祈るけど。

会長

それでは、これにつきましては事務局の方で県に対して、こういった分をやりますので、出てきた時には対応、またチェックをよろしく願いするということをお願いいたします。それでは、現状では資材置場、物を置くという形の申請であります、この物を置くということには事業しないとけない、しかし、置いたらその時は、行う行為というのは目に見えていますので、だいたい想定されますので、それに対して、県に対して書類がきたときには、きちんとチェックしていただくということを申し出るということで。それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請(再審議)について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：氷上 2, 667 m²

地 目：田

変更前：平成30年1月15日

変更後：平成32年1月15日

番号1について説明します。

番号1については、当初の計画では、平成27年1月15日から平成30年1月14日までに工期を終え、分譲住宅すべてを売るといっていたのですが、現在10区画中4区画がまだ家が建っておらず残ったままです。そのため、平成32年1月14日までの工事期間延長の事業計画変更の申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が7件、再設定が1件で合計8件になります。総設定面積は24,805㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は3件で、総設定面積9,155㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第7号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第8号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：平木 4,099㎡

地 目：田

解約日：平成30年6月25日

解約理由：本人耕作

番号2 申請地：上高岡 7, 342㎡
地 目：田
解 約 日：平成30年4月30日
解 約 理 由：本人耕作

番号1について、本人が耕作するため解約するものです。
番号2について、本人が耕作するため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告
について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画認定申請について説明します。三木町農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて、三木町では他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人あたり370万円程度、年間の労働時間を2,000時間程度を目標にしています。平成30年7月4日に新規認定申請1経営体の方と、農業経営改善計画作成相談会を実施しました。この方は、個人として認定農業者でありましたが、この度法人化するということでの新規認定申請となります。当日、認定申請者ご自身の意思による5年後、平成35年の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものです。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

現在肥育牛40頭で5年後には150頭ということですが、これは可能なんですか。

事務局

こちらの農場の近くに、かなり大規模の農場がありまして、そちらが2、3年のうちに引退してこの農場を貸すか売るか、その農場を使ってほしいという話があり、それもあわせて法人化する時期を検討してきておりますので、可能性はあります。

18番委員

飼料用作物で、作付面積110aで44tというのは何をするのでですか。

事務局

主には、WCSを考えています。

18番委員

WCSでそんなにできるのですか。

事務局

香川県農業改良普及センター担当職員とも話したうえでの数字となっております。

18番委員

法人設立日より申請日の方が早いですが、問題ないですか。

事務局

改善計画は将来的な5年後の目標なので、申請日が相談日となっております。相談日の中で決めたことで7月18日に設立するというので、設立日以降の定例会に諮っております。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、農業経営改善計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年7月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____